

最近、国際司法裁判所の所長に日本の小和田恒氏が就任したので余計に警戒するでしょう。これも難しそうです。

第三は、静かに現状維持を続けるという案です。解決策と言えるか分かりませんが、現実には韓国が実効支配しているのだから、韓国もそれ以上に騒ぐのは止め、今のままでよいではないかという現実的な案です。

この考えについては、無為無策とのみは言えません。日本と中国は一九七二年に国交回復し、その後一九七八年八月に「日中平和友好条約」を結びました。その際に、鄧小平副首相が来日して記者会見しました。彼は、懸案の尖閣列島について、国交回復の時にも触れなかったし、今回もこの問題は触れないことにし、「次の世代がよい解決策を見出すだろう、その知恵を待つ」という見解を表明しました。このような長期的な視野も必要ですが、しかし棚上げですからいつまでも火種が残ることに変わりません。

第四は、まったく逆に、不幸な過去をめぐり対立のシンボルにしておこうという考えです。日韓関係が万全であれば、そういう考えも成り立つかもしれませんが、現状を見る限り、これは両国にとって得策ではないでしょう。偏狭なナショナリズムが煽られるだけです。

最後に第五の解決策と考えられるのは、「二〇世紀までの領土争いを克服し、二一世紀的な和解を図る案」です。私の真意でもあります。

これには大きく分けて二つのバリエーションが考えられます。ケース1は、日本が領土の主張を放棄する、代わりに漁業権や地下資源などで共同開発に合意し、日韓の連帯をガッチリ固めるというものです。「負けるが勝ち」で大局的見地に立つて大きな決断をした日本は国際的に評価されることになるでしょう。ケース2は、韓国が大人の判断で主張を半分譲って共同領有にする案です。これだと、国際評価は韓国に集まるでしょう。いずれのケースにしても、もしこの案が実現すれば、それは武力ではなく理性的対話によって領土紛争を解決したモデルケースとして、世界に誇れる「和解」のシンボルになりえます。

昨年夏（八月三〇日）に産経新聞ソウル支局長の黒田勝弘さんがコラムで「竹島・独島は比較的大きな二つの島からなる。『地域的成熟』に向け、日韓で一つずつ分け合ってはどうか」と書いて右寄りの人から「裏切り者」呼ばわりされました。この案もバリエーションの一つでしょう。

さらに夢を掲げれば、「共同管理」を実現

したうえでこの島を世界に例のない「歴史の克服」「領土問題の平和的克服」のシンボルとして日韓がともに「世界遺産」に申請するのはどうでしょうか。「世界遺産」はユネスコの管轄なので、念のためにユネスコの友人にその可能性はあるのかと問い合わせたら、「それは不可能だ」という回答でした。その理由は、「世界遺産」登録の申請は一国単位なので、二つの国が共同で申請はできないというのです。でもそんな理由なら変更は可能はずです。二〇〇二年のサッカーのワールドカップはご存じのように日韓共同開催でした。主催団体のFIFAの規約には「共同開催」はありませんでしたが、規約を改正して実現したのです。ユネスコだって世界平和・和解のシンボル創りのためなら手続の変更は許すことになるでしょう。

夢のある話で、締めくくりにします。
（わかみや・よしぶみ／朝日新聞本社コラムニスト）
「本稿は、二月一四日に開かれた「竹島問題」をどう考えるか」集会、（主催：「韓国併合」一〇〇年市民ネットワーク関東）でのお話を元にしたものです」

二月一四日に開かれた集会「竹島問題をどう

考えるか」（主催：「韓国併合」一〇〇年市民ネットワーク関東）の講師として報告したので、私の報告に関する質問と私の答を整理しました。

問1 島根県発行の「フォトしまね」第一六一号に竹島は竹嶼であると書かれているのではないか？

「フォトしまね」第一六一号には、明治政府とでもいべき太政官が一八七七年に本邦の版図外とした「竹島外一島」について、竹島を鬱陵島、外一島を今日の竹島（独島）としました。それが島根県の公式見解です。

問2 別刷（朴炳渉「明治政府の竹島＝独島認識」）で鬱陵島の「鬱」の字が誤っている。この一事を取りあげても、この別刷は信頼できない。

現在の日本では主に「鬱」が使われますが、朝鮮史書や明治時代の日本ではほとんど別刷に書かれた「鬱」が使われました。現在の日本で鬱と鬱はお互いに異体字とされているので、どちらを使用しても誤りではありません。別刷は特に歴史を重視して「鬱」を使用しました。

問3 竹島問題は国際司法裁判所で解決すべきではないか？

竹島（独島）問題を国際司法裁判所で扱うこ

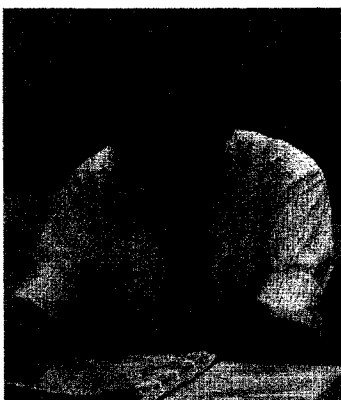
とには疑問がふたつあります。

ひとつは国際法への疑問です。戦後の国際法は国連の平和理念などを取り入れているのであまり問題ないのですが、戦前の国際法では侵略戦争すら合法とされました。そのため、戦後の国際法とは性格が著しく違うので、戦前の国際法は万国公法と呼んで区別すべきです。その万国公法で、香港返還前にもアヘン戦争や香港返還を裁いたら、おそらく侵略戦争を起こしたイギリスが勝ったことでしょう。そのような万国公法をもとに一九〇五年当時の竹島問題を国際司法裁判所で扱うのは疑問です。

もうひとつの疑問は日韓協定です。日本は竹島問題を国際司法裁判所で扱う目途がつかないうちは日韓協定を結ばないと主張していましたが、結局はその主張を引いて紛争解決の交換公文を結びました。交換公文の中で紛争の解決は国際司法裁判所でなく第三者の調停によるとされました。したがって、竹島問題を国際司法裁判所で扱うのは日韓協定の精神に反するの疑いがあります。

一方、日本では竹島問題を国際司法裁判所で解決すべきであるとの主張がよくなされますが、領土問題を国際司法裁判所で解決をはかるうとするなら、北方領土問題も国際司法裁判所

報告「竹島＝独島は固有領土か、強奪領土か」への質問と回答



朴 炳渉
PARK Byoung Sup

で解決するよう主張すべきです。そうした声が聞かれないのはダブルスタンダードです。

問4 韓国は、(一九〇五年に日本の) 閣議による竹島編入を知っているながら抗議しなかったのではないかと、竹島編入は新聞でも報道されたのではないかと。

韓国が日本の竹島編入を知ったのは、一九〇六年に島根県「竹島視察団」が鬱島郡郡守にそれを知らせた時点でした。韓国政府は郡守からその報告を聞いて知ったのですが、その時に韓国は日本によって外交権を奪われ、外交を扱う外部が廃止されていて抗議は不可能でした。

一方、一九〇五年当時、竹島編入は官報に告示されなかったもので、韓国政府はおろか、レジメに書いたように日本の海軍省や外務省、官報の担当者すら竹島編入を知らずに、しばらくの間「竹島」の名でなく「リアンコールド」とか、「ランコ島」などと呼んでいたくらいでした。

また、新聞に載ったといっても、それは地方新聞である山陰新聞の五、六行の小さな記事であり、しかもリヤンコ島を領土編入したというのではなく、北緯何度かにある新しい島を隠岐島司の管轄下においたというような記事であり、それが独島を日本領へ編入することを意味するのだと気がつくのは困難です。

問5 朴裕河の和解論をどう思うか？

韓国で和解論を主張している朴裕河さんは、日本でも『和解のために』を出版して朝日新聞の「大佛次郎論壇賞」を受賞しましたが、その本は独島に関する限り、重大な認識の誤りが多いのが実状です。日本の主張を誤解していたり、はなはだしくは日本の主張と韓国の主張を取り違えたりしました。たとえば、重要な争点である大政官の「竹島外一島」を版図外とする指令について日本の主張をこう述べました。

「明治政府は鬱陵島とも一つ一つの島が朝鮮領だとの判断を下したが、このときの言及にあるもう一つの別の島とは竹島ではなく、鬱陵島の横にある小さな島のことであった」

この後半の部分は、日本では誰も主張していません。朴裕河さんの誤りです。また、一九〇三年に安龍福が連行されて来日した時、彼と鳥取藩とのやりとりについて日本側の主張を彼女はこう述べました。

「当時交渉の末に伯耆藩の藩主が朝鮮領と認定したふたつの島というのは、鬱陵島と竹島ではなく、鬱陵島と竹嶼島であった」

まず、伯耆藩は存在せず、鳥取藩というか、あるいは伯耆国というべきです。それよりも重大なのは、藩主が朝鮮領と認定したなどという

主張は日本で一切なされたことがありません。

これは韓国の主張です。朴裕河さんは日本の主張と韓国の主張を完全に取り違えています。このように基本的な認識が間違った彼女の和解論は、土台のない砂上の楼閣であり、問題を混乱させるだけです。

問6 鈴木宗男議員の政府に対する竹島質問をくわしく教えてください。

二〇〇八年一月一日、鈴木議員は議員の権利を行使し、質問趣意書第二二三号を衆議院議長へ提出して竹島問題を質問しました。

〈本年一月一日、新幹社より発行された、『竹島』独島問題入門 日本外務省「竹島」批判〉という題の内藤正中島根大学名誉教授の著書では、「竹島を理解するための十のポイント」が徹底的に批判されている。そのことについて外務省は「前回答弁書」で「御指摘の著書については承知しているが、当該著書に対する外務省の見解等についてお答えすることは、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから、差し控えたい。」と答弁しているが、竹島問題に関する外務省、ひいては政府の立場、見解と異なり、しかも日本人によりなされている「主張」

に対して、外務省として何ら反駁せずに静観することは、韓国に対してつけいる隙を与え、逆に竹島問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのではないかと(「竹島問題についての政府冊子に関する再質問趣意書」)

この質問に対して日本政府は下記のように回答し、実質的な回答を避けました。

「政府として、大韓民国側の対応について予断を持って判断することは差し控えたいが、いづれにせよ、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障が及ばないよう適切に対応していく考えである」

問7 韓国では、安龍福が日本へ連行されたときに竹島は朝鮮領であることを日本に認めさせたなどと主張しているが疑問である。韓国の主張における疑問点は韓国へ向かって正すべきではないか。

一九九三年に安龍福が連行されたときに独島が朝鮮領であるとの書契を伯耆藩からもらったと主張する人が韓国では多いのですが、日本の史書を照合すると疑問です。これは日本の史書ばかりではなく、朝鮮史書を見ても疑問です。安龍福の取調官は、拉致された一介の漁民が領

土主張しても日本は認めないだろうと判断して

いましたし、首相に相当する領議政も同じように考えていました。

私は、そうした疑問点に対して両国の史書を検証して「安龍福事件に対する検証」を韓国水産開発院から出しました。今後機会あるごとに韓国へも疑問点をぶつけていきたいと思っています。

問8 韓国は李承晩ラインを突然設け、竹島周辺で日本漁船を銃撃で排除したではないか。

李ラインはGHQのマッカーサーラインを引き継いだもので、竹島(独島)周辺の線引きは両者ほとんど同じでした。李ラインが引かれる数カ月前、マッカーサーラインを侵して拿捕された日本漁船は数十隻にのぼりました。そのため、もしマッカーサーラインがなくなったら、極度の食糧難にあった日本の乱獲は必至であり、漁業資源の枯渇は自明でした。そのため、李ラインが引かれました。

なお、李ラインを侵して拿捕された日本漁船は二百数十隻にのぼりますが、竹島(独島)周辺で拿捕された日本漁船は一隻もありません。日韓会談で問題になった漁場は済州島周辺や黄海などでした。竹島(独島)周辺は海が深いため、当時は漁場として魅力がなかったようです。

問9 竹島問題解決への道は？

現状は、日韓両国民の間で竹島問題に対する理解はあまり進んでいません。たとえば、朴裕河さんは本を書くにあたって竹島問題を充分勉強して書いたはずなのに、それでも基本的な重要事項を誤っています。

日韓両国で共通理解を得るには、専門家による共同研究を進めるのがいいと思います。現在、日韓政府間で歴史共同研究委員会が設けられています。あるいは、この委員会の韓国メンバーは国家を背負って出席するので議論はむずかしいとの意見もあるようですが、少なくとも今日お話しした明治時代の歴史については日韓の研究の間でほとんど見解の違いはないと言っても過言ではありません。ただし、自己の主張にブレがある人は問題外です。それは拙論「下條正男の論説を批判する」(嶺南大学「独島研究」第四号)に書いたとおりです。

歴史共同研究の成果を公表することにより、日韓で共通理解が少しずつ得られるのではないかと思います。それまで竹島(独島)問題の和解論は時期尚早だと思っています。(パク・ヒョンソビ/竹島独島問題研究ネット会員)